

大阪府監査委員告示第10号

平成21年度までに執行した監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として講じた措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、大阪府知事から通知があったので、次のとおり公表する。

平成22年6月21日

大阪府監査委員	赤木	明夫
同	京極	俊明
同	川合	通夫
同	光澤	忍
同	磯部	洋

(通知文)

財 第 1315 号
平成22年5月14日

大阪府監査委員	磯部	洋	様
同	赤木	明夫	様
同	京極	俊明	様
同	松浪	耕造	様
同	品川	公男	様

大阪府知事 橋下 徹

地方自治法第199条第9項の報告に基づき講じた措置について（通知）

先に報告を受けた監査結果の中で、是正の必要があるとされた事項及び委員意見が付された事項については、下記のとおり措置を講じましたので、地方自治法第199条第12項の規定により通知します。

記

<契約の履行確認について>

1 監査対象機関

府営印刷所

2 指摘事項

歳出関係

印刷用機器の保守業務委託契約に基づく経費の支出について、業務報告書が添付されておらず、適切に履行確認されずに支出されているものがあった。

3 措置の状況

印刷用機器の保守業務の履行確認にあたっては、関係職員の立会いの下、検査を実施していましたが、平成21年度から、契約の履行状況報告書を徴収するなど、履行状況の確認を行っています。

今後は、所属職員に対して、地方自治法、大阪府財務規則等関係法令に基づき、会計事務を適正に執行するよう、改めて周知徹底を図ります。

<決裁遅延について>

- 1 監査対象機関
障がい者自立センター
- 2 指摘事項
歳出関係
委託契約、物品購入等の経費支出手続において、契約期間の始期や納品までに経費支出伺の起案・決裁が行われていないものがあった。
- 3 措置の状況
今回の指摘を踏まえ、会計事務担当職員（決裁関与者を含む。）に対し、地方自治法、大阪府財務規則等関係法令等を遵守し、改めて契約事務に関する留意点の周知徹底を図り、適正な会計処理を行うよう注意喚起を行いました。
今後は、会計事務に係る研修会への積極的な参加を図るとともに、委託契約事務に際し、複数の者でチェックを行うなど再発防止に努め、関係法令を遵守し、適正な会計事務処理に努めます。

<決裁遅延について>

- 1 監査対象機関
富田林子ども家庭センター
- 2 指摘事項
歳出関係
委託契約等の経費支出手続において、契約期間の始期までに経費支出伺の起案・決裁が行われていないものがあった。
- 3 措置の状況
所内会議にて会計事務担当者に対し、地方自治法、大阪府財務規則等関係法令を踏まえて事務処理を行うことなど、改めて契約事務に関する留意点の周知徹底を図り、適正な会計処理を行うよう確認し合いました。
また、会計局が運営する会計事務ポータルサイトの「支出事務のポイント」や「会計事務の留意点」等の資料を活用して契約・支出に係る事務の基本的な原則について、会計事務を担当する職員を対象に所内研修を実施し、周知徹底を図るとともに、会計局が主催する会計事務に係る研修会への積極的な参加を図ります。
今後、委託契約等に係る事案について予算執行予定一覧を作成し、複数の者で進捗管理を行うなど適正な事務執行に努めます。

<契約書の作成について>

- 1 監査対象機関

安威川ダム建設事務所

2 指摘事項

歳出関係

契約書の作成において、経費支出伺書に記載の契約開始日及び契約終了日と異なった契約期間とし、現年度予算であるにもかかわらず、年度を越えた契約期間で締結しているものがあった。

また、契約書の訂正について、訂正印を押印していないものがあった。

3 措置の状況

会計事務の重要性を再認識させるため、平成22年2月16日開催の所内連絡調整会議において指摘事項の内容を報告するとともに「委託契約締結事務のポイントについて」（契約局作成）、「支出事務のポイント」（会計局作成）に基づき、支出事務に関する適正な手続きについて周知徹底を図りました。

今後も、所内会議等を通じ注意喚起を行うなど、適正な事務の執行に努めます。

<JR分割定期の取扱いについて>

1 監査対象機関

総務部

2 指示事項

庶務諸給与関係

JR通勤定期を利用して通勤している職員に対して支給する通勤手当について、いわゆる分割定期を購入すると運賃が安価になる場合には、最も安価となる運賃で計算した額をもって通勤手当を支給することとして、より一層の経費の削減に努められたい。

3 措置の状況

より一層の経費削減の観点から、平成22年4月1日から、いわゆる分割定期券の額による通勤手当の認定を実施することとしました。

<債権管理の適正化について>

1 監査対象機関

総務部（財政課）

2 委員意見

大阪府の収入未済額は高水準で推移しており、債権の回収強化に一層努めるとともに、回収努力を行った上でも回収困難な債権については、回収見込額と回収コスト等を考慮しつつ、徴収停止や債権放棄の基準を明確化し、処理を促進していく必要がある。

そのため、全庁的観点から債権の管理状況や課題のチェックを行い、債権回収の強化と債権管理の適正化に向けた実効性のある取組方策について早急に検討されたい。

3 措置の状況

（債権管理の対策案の策定について）

債権管理の適正化に向けた実効性のある取組として、「債権回収の強化」「長期延滞債権の整理」「制度管理」を柱とする債権管理の強化対策案をとりまとめました。

(債権管理の強化対策の具体化について)

対応中

<統計調査について>

1 監査対象機関

総務部(統計課)

2 委員意見

統計調査員が回収した調査票を紛失するなど、個人情報の適正な管理を怠った事案がたびたび発生していることから、個人情報の厳重管理の重要性について統計調査員の意識向上を図る取組を一層強化されたい。

また、統計調査員による調査方法は名簿や調査票の紛失など個人情報の流出の恐れが生じやすいことから、情報管理の適正化を図るため、統計調査の実施方法等について関係府省へ改善を求められたい。

3 措置の状況

(統計調査員の意識向上を図る取組について)

府直轄調査員を対象に実施する研修会において、府政情報室情報公開課職員による「調査票の安全管理と個人情報保護について」を研修項目の一つとして実施し、注意喚起を行いました。また、市町村経由調査については、市町村が開催する調査ごとの調査員説明会で十分注意喚起が図られるよう、府が実施する市町村説明会において具体的な個人情報の安全管理方策について重点的に指導しました。

(統計調査の実施方法等についての関係府省への改善要求について)

統計調査の実施方法等については、大規模周期調査の統廃合、統計調査の見直し、作成方法の効率化等に関して、都道府県統計連絡協議会等を通じて、関係府省へ強く要望をしているところです。

このたび、平成22年国勢調査では、個人情報保護の観点等から、調査票の全面封入及び選択制による郵送提出方式が導入されることとなりました。

<物品調達システムについて>

1 監査対象機関

総務部契約局

2 委員意見

現行の物品調達システムは物品の納品が納入期限を過ぎる場合、当初の購入を取り消した上で再度、見積り徴取から手続きをやり直すことを前提にしているため、購入決定後は納入期限を過ぎた納品日を入力することができないことになっている。

物品の発注に際しては、納入期限に余裕をもって物品の発注を行うべきことは当然のことであるが、納入期限を経過して物品が納品されるというリスクを完全に防止することは不可能である。現行の事務処理では納入期限までに納品がなされず、調達手続きを一からやり直す

時間的余裕がない場合の手続について定められておらず、不適切な事務処理が行われる可能性もあることから、適正な手続について検討の上周知を図られたい。

3 措置の状況

物品の発注に際しては、従前から適正な納入期限を設定して発注するよう庁内を指導しています。

現行のシステムは納入期限厳守を前提としていることから、納入期限の変更はシステム上、認めていません。

一方、納入期限までに納品がなされず、調達手続きを一からやり直す時間的余裕がない場合の手続については定めていないため、今後、止むを得ず納入期限を超過して納品される場合は、行政文書管理システムにより措置経過記録を残すよう、各部局総務担当課等で構成する大阪府入札契約改善検討委員会物品・委託役務部会（会議資料については、庁内ウェブページに掲載）で庁内周知を行いました。

<大阪府文化振興基金と大阪センチュリー交響楽団のあり方について>

1 監査対象機関

府民文化部（都市魅力創造局文化課）

2 委員意見

大阪府文化振興基金は、長期にわたる低金利による運用益の減少等により、平成22年度末にはその残高が極めて少なくなる見込であり、基金を主な財源とする府の文化振興事業に重大な支障がでることが懸念される。

このため、早急に事業の再構築を図るとともに、特に大阪センチュリー交響楽団については、基金事業の大半を占め、基金減少の及ぼす影響が大きいため、ここ1、2年の間に楽団の将来のあり方を検討されたい。（平成18年度）

3 措置の状況

文化振興基金の充実を図るため、個人や企業から広く寄附金を募る方策として、現在、販売売上金の一部を寄附いただくメセナ自動販売機の設置やカード利用額の一定割合を寄附いただくOSAKAメセナカードの普及に向けて取り組むとともに、文化振興事業の見直しに努めてきたところです。

平成20年6月の財政再建プログラム（案）により文化振興事業の大幅な見直しを行いました。特に、大阪センチュリー交響楽団への運営補助金は、平成20年度の3.9億から同21年度及び同22年度は1.1億円に減額するとともに一般財源に振替えとなりました。

なお、楽団のあり方については、平成21年12月に大阪府文化振興財団において自立化方針が決定され、府としても、これを踏まえて、同補助金を平成22年度限りの措置としました。

また、今後の文化振興については、現下の厳しい財政状況を踏まえ、行政が果たす役割をはじめとするあり方を整理し、平成22年3月に大阪文化振興新戦略を策定したところです。

<介護保険事業者及び介護支援専門員管理システムの運用について>

1 監査対象機関

福祉部（地域福祉推進室事業者指導課）

2 委員意見

「介護保険事業者及び介護支援専門員管理システム」については、平成18年度から運用開始されてきたところであるが、当該システムのデータベースのうち、介護保険事業者の管理情報の入力作業が完了していないため、公費を投じているシステムが十分に活用されていない状況となっているので速やかに是正されたい。

また、当該システムの運用の意義は、介護支援専門員の資格管理情報との連携であることから、担当課間で相互に連携することにより業務を円滑に行うよう努められたい。

なお、当該システムは介護保険法の適正かつ円滑な運用のため、国が設計し全国ネットワーク化を図るべく導入したものであるが、実際の運用面においては課題があると思われるので、各都道府県と連携を密にし、国に対して改善の要望を行う等、強く意見表明されたい。

3 措置の状況

(介護保険事業者の管理情報の入力作業について)

介護保険事業者の管理情報については、業務管理体制データ管理システムの運用準備に併せ、平成22年1月に、既存システムでデータ管理をしている指定事業者基本情報、法人役員情報及び介護支援専門員の就労情報の入力作業は完了しました。

なお、指定取消情報についても入力作業を完了しました。

(介護保険サービス関連業務に係る担当課間の密接な連携について)

対応中

(国に対する改善の要望等について)

対応中

<保健所検査業務のあり方について>

1 監査対象機関

健康医療部（保健医療室）

2 委員意見

府内4か所の保健所検査課においては、行政機関として実施しなければならない行政検査のほか、府民等からの依頼検査を実施している。4検査課における検査実績を確認すると、依頼検査は減少傾向にあり、検査項目の中には実績が低いものもある。また、両検査の実績は、検査課によって差も見られる。

このため、4検査課に設置している検査機器や検査技師の効果的な配置や検査の集約・集中化について検討するなど、より一層の検査業務の効率化に努められたい。

また、保健所検査課が今後も引き続いて実施すべき依頼検査の項目についても、併せて検討されたい。

3 措置の状況

保健所検査課について、健康危機管理体制の充実及び検査機器や検査技師の効果的効率的な配置や検査の集約・集中化について検討するため、「大阪府保健所生活衛生室検査課業務検討部会」を設置しました。本検討部会では、効果的・効率的な検査体制の構築や依頼検査のあり方など検査課及び検査課業務に関する課題、今後の保健所検査課及び保健所検査業務の体制のあり方について検討及び協議を行うこととして

おり、本年度は既に6回開催し検査体制の構築や依頼検査のあり方等について検討してきたところです。

今後は、府民の安心、安全を守るため、保健所が地域における健康危機管理の拠点として、保健所検査課に整備されている機器・備品を活用し、健康危機管理事象の発生時の拡大防止に専門的な役割を果たすべく、検査技能の研鑽を図るとともに、より一層の業務の効率化に努めます。

<不適正会計処理に対する対応について>

1 監査対象機関

商工労働部（商工労働総務課、金融室貸金業対策課）

2 委員意見

大阪府立産業技術総合研究所において、長年にわたり手数料等として徴収する現金の受け払い時に受領誤り等から生じた現金（過誤納金）を簿外で保管し、徴収金の不足が発生した際に補てんしていた事案や、金融室貸金業対策課において、普段使用していない脇机の引き出しの奥から未使用の郵券等が発見された事案が判明した。

当該事案については、既に是正されているが、今後、府民の信頼を損なうことのないよう、商工労働部においては、部内におけるコンプライアンス意識の向上及び公金に対する意識啓発等、再発防止策に取り組まれない。

3 措置の状況

本件の各事案については、現金や郵券の取扱いについて事務手続を変更し、同様の事案が起きないように対策を講じました。

商工労働部としては、本事案の発生を重く受け止め、直ちに本庁・出先機関の全所属長を集め、内容の周知と適正な事務処理の徹底を指示しました。

また、部内職員に対しては、機会あるごとに研修等を実施するとともに、部の法令順守推進委員である次長が、出先機関を順次訪問し、職員との意見交換を行い、意思疎通を図るなど、公金に対する意識啓発、コンプライアンス意識の向上を図るための取組を行いました。

引き続きこうした取組を進め、適正な事務処理・会計処理が徹底されるよう努めます。

<「大阪経済・労働白書」の早期の公表について>

1 監査対象機関

産業開発研究所

2 委員意見

大阪府立産業開発研究所が毎年度作成し公表している「大阪経済・労働白書」については、近年その発行時期が10月から11月となることが多い。大阪産業の活性化、それを担う人材の育成等に向けて、府内の幅広い各層で同白書が活用される上で、できる限り早期に同白書が公表されることが望まれるので、同研究所においては、データ分析、原案作成、各種調整等のスケジュールを見直し、早期の公表に努められたい。（平成20年度）

3 措置の状況

大阪府立産業開発研究所においては、本府の厳しい財政状況の下で、効率的・効果的な業務執行体制を確立するとともに、経済環境の変化

や大阪の経済・産業・雇用の実態をふまえて施策を的確に実施するため、同研究所を廃止し、平成22年4月に同研究所の調査研究・分析機能を本庁に統合することとし、同年2月定例府議会に関係条例の改正案を提案しているところです。

これに伴う事業見直しの結果、「大阪経済・労働白書」については刊行廃止することとしました。

監査委員意見を踏まえ、平成21年度発行の「大阪経済・労働白書」については早期の公表に向け努めてきましたが、本白書が最終号となることから最終号にふさわしい内容となるよう鋭意検討を重ね作成作業を進めたため、早期に公表することができず、平成22年3月に公表する予定となっています。

<不適正会計処理に対する対応について>

1 監査対象機関

産業技術総合研究所

2 委員意見

大阪府立産業技術総合研究所において、長年にわたり手数料等として徴収する現金の受け払い時に受領誤り等から生じた現金（過誤納金）を簿外で保管し、徴収金の不足が発生した際に補てんしていた事案が判明した。

当該事案については既に是正されているが、今後、府民の信頼を損なうことのないよう、コンプライアンス意識の向上及び公金に対する意識啓発に取り組むとともに、残る現金の取扱いについて再発防止策を講じられたい。

3 措置の状況

1 事案への対応について

事案発覚後、商工労働部において、事実関係究明のため歴代の関係職員に対する聞き取り調査を実施するとともに、利用企業へのお詫び状を送付しました。

また、出入り等の金額を確認できる時点の保管額及びそれ以降の超過額と不足額の合計額に、各々過誤納の発生した日から収納日までの期間に年利5%の金利を付した金額を足し、そこから保管額を引いた額を、関係職員で速やかに府に返納しました。

加えて、お詫び状発送にかかった経費についても関係職員から府に返納しました。

2 現金の取扱いについて

平成20年10月6日以降、機器使用料、依頼試験手数料等については、納入通知書により金融機関に納付する制度（後納制度）を導入していることから、現金の取扱いは、ほぼなくなっています。

また、これまで現金収納していましたが大阪繊維リソースセンターにおける設備・機器使用料については、平成22年4月から業務実施体制の見直しを行い、後納制度により対応することとしました。

よって、平成22年4月以降の現金取扱いは、文献複写手数料及び報告書複本作成手数料が残りますが、これらについては、収納後、その月の末日に指定金融機関等に払い込んでいます。

なお、つり銭等の現金の取扱いは、複数の職員が目を通すことで、受領誤り等が起こりにくい体制としました。

3 コンプライアンス意識の向上及び意識啓発について

一方、研究所内においては、商工労働部長からの訓示や法務課職員によるコンプライアンス研修の実施、所内コンプライアンス委員会の設置等、コンプライアンス意識の向上及び公金に対する意識啓発のための取組を行いました。

引き続きこうした取組を進め、適正な事務処理・会計処理が徹底されるよう努めます。

<売上高割使用料の検証方法について>

1 監査対象機関

中央卸売市場

2 委員意見

市場の売上高割使用料は、卸売業者の（受託及び買付）販売額と仲卸業者の直接集荷額に一定率を乗じて定められているが、当該金額は各業者の報告・届出のみに拠っており、その正確性について、現状の仕組みでは十分な検証がされておらず、内部統制の整備が必要である。

業者に対して本来納付すべき金額が納付されていないとすれば、公平性・公正性の観点から問題であることから、市場の売上高割使用料について検証方法を検討されたい。

3 措置の状況

（卸売業者の検証方法について）

卸売業者の売上高割使用料の検証方法としては、売上高割使用料の算出の基となる月間売上報告書の卸売金額が適正であることを確認することになります。

月間売上報告書の卸売金額は、1日の販売実績である販売原票を基に売上日報を作成し、これを1か月分集計した額になりますので、販売原票及び売上日報と突合しました。

その結果、1か月の売上日報の合計額と月間売上報告書の卸売金額が一致しており、適正であることを確認しました。

今後も、年1回はサンプルを抽出し、上記の方法により検証していきます。

（仲卸業者の検証方法について）

対応中

<道路区域内の占用許可について>

1 監査対象機関

都市整備部（交通道路室）、7土木事務所

2 委員意見

道路区域内にある電柱・電話柱に添加広告看板を設置しようとする者は、道路を管理する土木事務所長に占用許可申請を行い、許可を受ける必要がある。この申請・許可状況について実地調査を行ったところ、無許可で設置されているもの、あるいは許可があっても「大阪府道路占用許可基準」に適合しないものが多数認められた。

このため、無許可、許可基準不適合と判明したものについては是正措置を講じるとともに、管理路線の現状把握を行い、添加広告看板の占用許可の業務方法全般にわたって改善を検討されたい。（平成17年度）

3 措置の状況

(添加看板の占用許可の業務方法の改善について)

平成19年度に措置済みです。

(管理路線の現状把握及び不適合物件等の是正について)

無許可、基準不適合の物件に関しては、占用事業者に対して改善実施計画（実施期間：平成18～21年度）の提出を求め、同計画に基づき路線ごとに順次適正化を図ることとし、これまで年2回（8月、12月）各年度分の改善実施状況について報告を受けてきました。

平成21年12月には、18年度分の改善実施対象路線の是正が完了し、不適合物件の約9割の是正を完了したとの報告を受けました。

残る不適合物件についても、占用事業者に対し、平成21年度末をもって最終契約者との契約の解除を行うよう指導し、全ての是正を完了しました。

今後とも占用事業者に対して、「大阪府道路占用許可基準」の周知徹底を図り、適正な占用許可に努めます。

<河川区域内の占用許可について>

1 監査対象機関

都市整備部（河川室）、7土木事務所、西大阪治水事務所、寝屋川水系改修工営所

2 委員意見

河川区域内の土地の占用許可状況について実地調査を行ったところ、「河川敷地占用許可準則」に適合しないもの、許可内容と現地の状況が異なるものがあったため、所要の是正措置を講じるとともに、準則適合状況を把握し、準則に則った適正な管理に向けて改善策を検討されたい。

また、河川管理上不要と考えられる土地について、廃川手続を行うことなく占用許可を継続しているものがあったので、河川区域内の占用許可の再確認を計画的に進めるとともに、処分に向けての処理促進を図られたい。（平成17年度）

3 措置の状況

(占用許可の再確認について)

平成19年度に措置済みです。

(適正な管理について)

平成19年度に措置済みです。

(不適合物件の是正・売払いの促進について)

委員意見で是正を講じることとされた27件については、現在までに22件の是正が完了しました。

残る5件については既に廃川告示及び国有財産の譲与手続が完了し、買主との売買契約手続に入りました。

また、現地確認により判明した「河川敷地占用許可準則」に適合しないものや許可内容と実態が異なるものについて、許可の変更手続きや準則違反物件の撤去など、是正指導を進めています。

さらに河川管理上不要な土地での許可と判断できたものについては、廃川・売払い等の手続きを進めており、平成21年度には9件、約

14,000㎡を廃川し、道路など他の公共用地に活用したほか、売却処分を行いました。

なお、是正指導を行うに当たり、従来は指導から勧告、措置命令にいたる手続きや様式等が不明確な部分があったため、「大阪府河川監理員要領」の改正及び「河川の不法占用物件等監督処分要綱」の制定を行いました。これにより、さらに適正な権限の執行を進めます。

今後とも、準則適合状況を把握し、適正な許可事務を行います。

<放置艇・不法係留船等の解消について>

1 監査対象機関

都市整備部（河川室、港湾局）

2 委員意見

「大阪府プレジャーボート対策要綱」（平成6年度制定）は、総トン数5トン未満のプレジャーボートの府への届出制度を定めているが、「小型船舶の登録等に関する法律」（平成14年度施行）により同20トン未満の船舶の登録制度が開始されたことに伴い、法を踏まえ要綱の整備を行うなど、府内の港湾・河川における放置艇・不法係留船の解消に向けた取組を進められたい。

また、堺旧港において、長年占用許可なく船舶係留施設が設置されているため、その解消に向けて早急に取り組を進められたい。

（平成18年度）

3 措置の状況

（法改正を踏まえた要綱の整備）

平成18年度に措置済みです。

（堺旧港における不法占拠解消の取組）

平成19年度に措置済みです。

（放置艇・不法係留船の解消の取組）

港湾におけるプレジャーボート放置艇の対策については、深日港区域で設置した簡易な暫定係留施設への移転が完了し、水域占用許可を行いました。これにより深日港における放置艇は解消しました。

また、河川において、石津川や尻無川などの不法係留が比較的多く見受けられる区間については、各事務所が実態を把握し、指導に努めた結果、不法係留船は平成18年度に比べて半減しました。

なお、是正指導を行うに当たり、従来は指導から勧告、措置命令にいたる手続きや様式等が不明確な部分があったため、今年度、「大阪府河川監理員要領」の改正、及び「河川の不法占用物件等監督処分要綱」の制定を行いました。これにより、さらに適正な権限の執行を進めます。

今後とも、パトロールなど日常管理の中で、不法係留船の把握及び指導を行い、その解消に努めます。

<広報・啓発及び放流ポンプの操作ルールについて>

1 監査対象機関

寝屋川水系改修工営所、東部流域下水道事務所

2 委員意見

寝屋川流域総合治水対策では、これまで施設整備を着実に進めてきたところであるが、未だ整備途上の段階であるので、住民に対してその整備水準を積極的に情報提供するとともに、住民協力を得るための広報・啓発により一層取り組むこととされたい。

また、下水道管理者が管理する放流ポンプの運転操作ルールについては、住民の安全に直結するものであるため、豪雨時の被害を最小限に抑えられるルールを早急に策定されたい。(平成19年度)

3 措置の状況

(広報・啓発のより一層の取組)

より多くの住民に、寝屋川流域の治水対策が未だ整備途上であることをはじめ、現在の整備水準の実態を理解してもらえよう、下記のとおりこれまでの広報についての内容の充実や工夫を検討し、取り組みました。

- ・ 整備状況や水害に対する危機意識の啓発をより見やすく、分かりやすい内容で実施するため、ホームページの開設や説明用パネルを作成した。
- ・ 府民により分かりやすい形での広報を実施するため、出前講座やイベントでの府民アンケートの結果を踏まえ、実際に使用されている施設を利用した見学会を開催した。
- ・ マスコミ、メディア等の積極的な活用による情報提供とPRを実施した。
- ・ 流域協議会内に広報検討ワーキンググループを設置し、流域全体に情報提供できるよう一層連携強化を図るとともに、各種イベントや広報などの機会をとらえた積極的なPRを実施した。

(ポンプ運転操作ルール策定の取組)

対応中

<工事請負契約における変更契約について>

1 監査対象機関

都市整備部(事業管理室)、7土木事務所、4流域下水道事務所、西大阪治水事務所、寝屋川水系改修工営所、安威川ダム建設事務所

2 委員意見

都市整備部出先機関における工事請負契約の変更契約について調査したところ、当初契約において十分に事前の計画・調査を行っていれば変更契約を行わずに済んだものや、変更契約ではなく別途契約を締結すべきであったものが認められた。また、変更契約が必要であるにもかかわらず協議書で対応していたものなど、事務処理面での不備が認められた。これらについては、今後このようなことが生じないよう、適正な事務処理を徹底されたい。

また、変更契約は安易な取扱いを行えば不適正な事務を発生させるおそれがあるため、決裁文書中の理由記載を適切に行うとともに、ガイドライン等の策定、多様なチェック体制の構築など幅広く対応を検討されたい。(平成19年度)

3 措置の状況

(適正な事務処理の徹底について)

平成20年度に措置済みです。

(適切な理由記載及び幅広い対応の検討について)

変更契約に携わる職員の意識向上を図るため、国等の事例や先進的取組等を参考に、変更理由の記載例を含め変更契約事務の具体例等を示した設計変更に関するガイドラインを平成22年1月4日付けで策定し、部内への周知を徹底しました。

また、変更契約時において、従来から構築していたチェック体制・事務手続等については、その機能が十分に発揮されなかったことから、今年度工事積算業務に係るチェックシート(案)を策定し、平成22年度から試行運用することとしました。

なお、本チェックシート(案)については、平成22年度中の試行期間を経て、より効率的・効果的なチェックシートへと改善を図ることとしています。

<事業予定地の管理について>

1 監査対象機関

都市整備部(事業管理室、交通道路室、河川室、公園課)、7土木事務所

2 委員意見

都市整備部出先機関が管理する事業予定地について調査したところ、不法占拠されているもの、行政財産使用許可等所定の許可手続等がとられずに用地協力者に対し使用を認めているものがあつたので、速やかに是正されたい。

また、今後、新たに不法占拠を発生させないよう、用地管理の要領等において、定期的なパトロールによる現状把握や是正措置について規定するとともに、フェンス、境界杭、看板を適切に設置・維持管理されたい。(平成20年度)

3 措置の状況

(不法占拠の対応)

委員意見で不法占拠の是正が必要とされた13件のうち、12件については、既に撤去が完了しています。

残る1件については、当面事業化の目処がないため、平成22年度から行政財産の目的外使用許可による有償貸付を行うこととしました。

また、確認書により使用を認めていた14件についても撤去を行い、フェンス等を設置しました。

(不法占拠の発生防止について)

「土木事業用地の管理及び引継ぎに関する事務要領」について、平成22年1月7日付けでパトロールの実施など、所要の改正を行い、部内周知を図りました。

今後とも、事業予定地の管理については、フェンス等を設置し、不法占拠の発生防止に努めます。

<石川河川公園駐車場予定地について>

1 監査対象機関

都市整備部(公園課)

2 委員意見

石川河川公園に設置を計画している柏原市内の駐車場については、平成4年に用地の一部が先行取得されているが、残りの用地が未買収で

あることから、いまだ整備は行われていない。

先行取得済の土地については、駐車場整備までの間における活用等が十分に期待できない状況であることに加え、今後、整備の遅れに伴う金利・事務費等府負担の更なる増加が見込まれることから、石川河川公園全域における駐車場の配置計画の再検討を行い、同駐車場に係る整備の必要性を早期に見極め、先行取得済の土地の取扱いについて検討されたい。

3 措置の状況

石川河川公園の駐車場の配置については、当該駐車場の整備計画を定めた平成元年3月の「石川河川公園基本計画」の策定から、既に20年以上が経過し、その後の公園需要にも変化がみられることや河川敷の利用についての制限が緩和されたことなどから、平成21年度に配置計画の再検討を行いました。

その結果、堤外地に必要な駐車台数が確保できることから、当該駐車場については、整備を行わないこととしました。

今後、先行取得地については、買戻しを計画的に行い、買戻し完了後に貸付・売却等の手続を行います。

<服部緑地公園内貸付地について>

1 監査対象機関

都市整備部（公園課）

2 委員意見

服部緑地における耕作用貸付地のうち、耕作が行われていない土地については貸付契約の解除を行うなど早期に対応を進められたい。また、耕作が行われている土地を含めた公園整備の必要性を早期に見極め、その取扱いを検討されたい。

3 措置の状況

服部緑地における耕作用貸付地の賃貸借契約解除に係る手続等について、関係機関と調整を行った結果、農地法に規定の手続により、借受人との契約解除を行う方針といたしました。今年度も既に借受人との協議を行い、1件の合意解約が成立しました。今後も継続して借受人との協議を進めます。

また、公園整備の必要性について見直しを行った結果、府としては、これらの土地の公園整備を行わず、今後、売却を行うなど、資産の有効活用を図ることとしました。

<府営住宅の払下げ残地や分譲住宅残地について>

1 監査対象機関

住宅まちづくり部（住宅経営室）

2 委員意見

住宅まちづくり部が所管している府営住宅の払下げ残地や分譲住宅残地については、分譲事業等の終結から既に40年以上が経過しており、一定の整理が必要である。

今後、大阪府内に点在する分譲残地等の実態を正確に把握した上、処分等の方針を検討されたい。（平成19年度）

3 措置の状況

(分譲残地等の処分)

平成21年度は、以下のとおり譲渡交渉を進めてきた残地の一部を地元市に引継ぎました。

(実績)

平成21年度

河内長野市 26,461.21平方メートル (道路敷)

堺市 2,827.00平方メートル (道路敷)

東大阪市 419.96平方メートル (道路敷)

<不適正会計処理に対する対応について>

1 監査対象機関

住宅まちづくり部 (住宅経営室)

2 委員意見

住宅経営室において、弁護士から返還された郵券及び印紙を、郵券類出納簿に記載せず、机の中で保管し、郵券及び印紙が郵券類出納簿より不足した際に、補てんしていた事案が判明した。

住宅まちづくり部においては、部内におけるコンプライアンス意識の向上及び公金に対する意識啓発等、再発防止策に取り組まれない。

3 措置の状況

(郵券類の取扱いについて)

返却分も含め、郵券及び印紙の出し入れについては、郵券及び印紙の管理担当者のみが取り扱い、上司がそれを確認することとし、チェック機能が働くようにしました。

(意識啓発等について)

郵券及び印紙が返却された場合には、その都度郵券類出納簿に記載して金庫に戻し、別途必要な用途があれば改めて払い出すなど、郵券及び印紙の適正な使用手続を遵守するよう、職員に周知するとともに、再発防止のため、課内研修におけるコンプライアンスについての研修の中で本事案を取り上げ、意識啓発を行いました。